

平成20年3月 市議会定例会

市長提案説明書

平成20年3月市議会定例会の開会に当たり、平成20年度の市政方針及び予算編成方針につきまして御説明申し上げます。

はじめに、平成25年のご遷宮に向け、観光客誘致の重要施策として取り組んでまいりました、本市と中部国際空港・セントレアを結ぶ海上アクセス「お伊勢サンライン」につきましては、平成20年4月20日の就航を目指し、多くの皆様のご協力をいただきながら準備を進めてまいりましたが、去る2月15日に、運航事業者であるセラヴィ観光汽船から、原油の高騰で採算の見通しが立たなくなった等の理由で、運航断念の申し入れがございました。このような就航直前における撤退は、誠に遺憾であり、今後、セラヴィ観光汽船に対し、厳しく責任を追及してまいり所存でございますが、本計画にご期待をいただき、ご協力、ご理解をいただいております市民や議会、関係者の皆様に、多大なご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。私自らも厳しく律するとともに、今、市民の皆様のために何をなすべきか、少し時間をいただき、その職責を果たさせていただきたい決意でございますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。今後につきましては、宇治山田港交流拠点として整備を進めております旅客ターミナル施設等の有効活用を図るべく、議会、市民の皆様のご意見をいただきながら、検討を進めてまいります。

それでは、平成20年度の市政方針につきまして申し上げます。

私は、市長に就任以来、新市としての一体感を促進しながら、市民生活の向上と地域の活性化を図り、自立した持続可能なまちづくりを進めるため、全力をあげて取り組んでまいりました。

少子高齢化の進行による人口構造の変化や人口減少時代の到来、生活水準の向上に伴う価値観の変化、大都市や地方との地域間格差、国、地方の厳し

い財政状況など、社会経済情勢が大きく変化している中で、将来の伊勢市を展望し目指すべき将来像を定め、その実現に向け、中長期的な視野に立って新しいまちづくりを計画的に進めていく必要があります。

そのため、このたび、伊勢市の総合的かつ計画的なまちづくりの指針となる「みんなのまちの計画（総合計画）」を策定し、本議会においてその基本構想についてご審議をいただくことといたしております。

この「みんなのまちの計画（総合計画）」は、新市建設計画の理念を引き継ぎ、「市民が一体となって自らのまちを考え、連携、協働することによって、生き生きとしたまちを実現する」ことをまちづくりの基本理念として位置づけています。

そのため、計画の策定に当たっては、市民、団体、企業等と行政による「まちづくり市民会議」を設立し、本市が目指す包括的な「まち」の将来像を新市建設計画で定めた「^{うま}美^{かぜ}風^た起^つ回^か帰^い新^き生^{しん}都^{せい}市^{とし}」とし、新市建設計画において定められた分野ごとに「将来像、目指すべきまちの姿」を具体的に描き、指標や目標値で、その実現の達成状況を確認していくという目標管理型の計画といたしております。

このことは、市民、団体、企業、行政等、伊勢市を構成する多様な主体が一体となって自らのまちの有り様を考え、これまで行政が主として担ってきた公共を伊勢という地域の多様な主体が協働して担う分権型社会システムを構築するという、地方分権時代に対応した新しい公共空間の形成、地域経営の考え方に基づくものでございます。

そして、協働によるまちづくりを進めていくためには、まず、市役所がまちの運営を支える組織としてその実行力を高めていくことが必要です。

そのため、私は、平成18年6月に策定いたしました行財政改革大綱に基

づき、これまでも行財政改革に取り組んでまいりましたが、財政の健全化、簡素で効率的な行財政運営の確立、職員の意識向上や能力の向上、組織風土の改善、さらには市民の皆さんとの協働の促進等、市役所の抜本的な改革等について、なお一層全力をあげて取り組んでまいります。

また、協働によるまちづくりを進め、今後も安心して暮らせる伊勢市を実現するためには、行政による画一的なまちづくりではなく市内の各地域の活力を十分に生かしながら、各地域が自主的、自立的にその地域にふさわしいまちづくりを進めていくという地域内分権の推進が必要だと考えています。そのためには、各地域の個性と実情を重視した住民自治の新たな仕組みが必要です。このことから、平成20年度は、住民がつくり出す新しい自治の仕組みとして自治会等地域の皆様のご理解、ご協力をいただきながら、小学校区を基本単位として地域自治組織である「地区みらい会議」の設立に向け、準備を進めてまいります。

そして、これらの協働によるまちづくり、住民自治を進めるために、市民の皆さん、議会の皆様とともに自治基本条例の策定に向け取り組んでまいりたいと考えています。

次に、平成20年度の施策を進めるに当たっての基本的な考え方、重点項目について申し上げます。

基本的な姿勢としては、伊勢という全国に誇れるまちの特性をさらに発揮し、市民の皆さんが伊勢というまちを誇りに思い、「このまちに住んでよかった」と感じていただけるように、学校耐震化や消防署御菌分署の建設、万亀会館の整備や児童生徒の教育支援の充実、生活道路等の整備など、安全・安心の推進、福祉や教育の充実、市民生活に密着した生活基盤の充実に重点をおいて進めてまいりたいと考えています。

そして、マニフェストに基づくものとしたしまして、まず、一つ目の柱は、「ご遷宮に向けた伊勢らしいまち」です。

伊勢のまちは、ご遷宮を節目として発展してきました。20年ごとに賑わい、成長していくことは、伊勢のまちの特性であり、この「伊勢ならではの特性」を生かし、来るべき平成25年のご遷宮に向けて新たな伊勢らしいまちづくりを進めてまいります。

そのために、まず「伊勢市駅前の整備」を進めます。

平成20年度は、これまでの伊勢市駅前再生検討委員会において検討いただいた内容や伊勢市駅周辺の駐車実態調査結果などの検討・協議を踏まえ、観光交流センターや駅前広場の整備の検討を中心に一定の方向性をつけるべく努力し、市民力、地域力、民間の活力を活かしたまちづくりが展開され、来訪者や市民の皆さんが集い交流し、賑わいが生まれるようにしてまいりたいと考えています。

二つ目の柱は、「安全で安心な災害にも強いまち」です。

市民の皆さんが安全で安心して暮らせることは、魅力あるまちづくりの基本です。また、全国や海外から多くの方に訪れていただく観光地としても、まちづくりの基本であると考えています。懸念されている東海、東南海地震など自然災害の発生を避けることはできませんが、災害を防ぐための体制の整備など災害への備えを充実していくことが大切です。

そのため、「学校の耐震化」に引き続き取り組みます。

公の施設の中でも、子どもたちが一日の多くの時間を過ごす学校は、地域の避難所にも指定されており、最も安全でなければならないと考えています。特に、地震に対する備えは万全でなければなりません。平成18年度から、最重要施策の一つとして小中学校の耐震化を順次進めてきましたが、平成

20年度につきましても着実に事業を進め、平成22年度末までに市内すべての小中学校の耐震化を完了させたいと考えています。

次に、「消防署御菌分署の建設」に着手します。市では、耐震力の高い御菌総合支所とその周辺を防災拠点として活用していくこととしています。その一角を担う施設として、消防署御菌分署の建設準備を進めています。平成19年度に分署庁舎の設計及び地質調査を行いました。平成20年度には建設を完了し、平成21年度には供用を開始したいと考えています。

三つ目の柱は、「健康で、心豊かな人の育つまち」です。

市民の皆さんが、健康で元気に暮らせるように環境整備を図ることは、市の重要な仕事です。伊勢市の現在、そして未来のために高齢者の方々や現役世代の皆さんの健康づくりをはじめ、次世代を担う子どもたちが健康で心豊かな人に育つよう次のことに取り組んでまいります。

はじめに、「市立伊勢総合病院の方向性の決定」です。

平成19年11月に、「市立伊勢総合病院あり方検討会」からいただいた提言を踏まえ、現在、庁内病院検討会により病院の機能、規模、経営についての検討を進めているところでございますが、この地域の医療提供体制、病院事業の健全経営につきまして、他の病院との役割分担等もあわせて早期に方向性を決定し、経営改善に一層努めてまいりたいと考えています。

次に、「中学校給食の完全実施」についてですが、平成18年から中学校給食共同調理場の建設を進めてまいりました。この中学校給食共同調理場の完成により中学校給食の完全実施が実現いたしますので、既に実施している小中学校とともに、児童生徒の健康の維持増進と食教育の充実を図ってまいります。

次に、「就学前の子どもの教育・保育の充実」についてですが、平成19年

8月に「伊勢市就学前の子どもの教育・保育に関する整備方針」を策定いたしました。整備方針では、「就学前の子どもの教育・保育連絡協議会」の設置をはじめ、保育所・幼稚園・小学校の連携、子育て支援の充実等、教育・保育の充実に関する運営方針を示すとともに、保育所・幼稚園等の施設の在り方を認定こども園の可能性も含め、地域別に検討する方針を示しました。平成20年度は、地域ごとに関連機関と協議の上、この整備方針の具体化を図っていくための施設整備計画を策定いたします。

次に、「放課後児童対策」についてですが、子どもをとりまく環境は大きく変わってきています。特に昼間、保護者がいない家庭が増加していることから、学校の放課後、特に小学校低学年の児童が安心して過ごせる場所が求められており、その需要は大きくなってきています。市といたしましては、このようなニーズに応えるため、平成20年度も新たな放課後児童クラブが設置されるよう働きかけていきたいと考えています。また、既存の放課後児童クラブにつきましても、引き続き充実を図っていきたいと考えています。

次に、「障がいをお持ちの方への生活支援」に取り組めます。

障がいをお持ちの方が、安心して生活できる環境をしっかりと守り、充実していくため、平成20年度も相談支援、移動支援、日常生活用具の給付などをはじめとする各種支援を通じてしっかりと取り組んでまいります。

四つ目の柱は、「環境にやさしく、産業が活きるまち」です。

美しい自然に恵まれた伊勢のまちの環境を守り、育てていかなければなりません。また、一方でまちの賑わいと活気を高めるために、産業の振興を図っていく必要があります。環境にやさしく、産業が活きるまちを実現するために次のことに取り組めます。

はじめに、「環境にやさしいまちづくり」です。

CO₂の増加による地球温暖化や資源枯渇の観点から、環境にやさしい新たなエネルギーへの移行が課題となっています。これら地球規模の課題への対処は、国連など各国レベルでの取組から地域、個人レベルまでの取組が着実に実行されることが必要です。平成19年9月には、市民、事業者の皆様のご理解、ご協力をいただき、レジ袋大幅削減・マイバッグ持参運動を行いました。その結果、平成19年12月にはマイバッグ持参率が実施前の約20パーセントから大幅に上昇し、約90パーセントとなっています。地球を守るため美しい自然に恵まれた伊勢のまちの環境を守り、育てていくため、この伊勢市として、CO₂削減等の取組をさらに進めることとし、平成20年2月に策定した「伊勢市地域新エネルギービジョン」に沿って商工会議所やエネルギー事業者と連携し、新エネルギーの普及や省エネルギーの取組を推進してまいりたいと考えています。

また、現在焼却処理している生ごみについて、「ごみゼロ社会構築」の観点も含め、エネルギー利用や堆肥化等の可能性についての詳細調査を実施したいと考えています。

次に、「産業が活きるまち」についてですが、朝熊山麓のまつり博跡地において建設を進めてまいりました産業支援センターが平成20年4月にオープンいたします。また、これに合わせて整備を進めてまいりました企業誘致用地「サン・サポート・スクエア伊勢」も完成いたします。さらに、企業誘致に関する新たな奨励制度も整備いたしました。これら一連の取組により、この「サン・サポート・スクエア伊勢」に「環境や健康」をキーワードとして企業の誘致を図るとともに、産業支援センターを活用した地場産業の活性化、さらにはベンチャー企業の育成などを目指し産業の振興を図ってまいります。

五つ目の柱は、「伊勢志摩地域の観光拠点としてのまち」です。

観光は、伊勢志摩の主要な産業です。平成19年は「お木曳行事」や首都圏における情報発信の成果もあり、平成6年以来はじめて神宮の参拝客が700万人を超えました。また、平成21年9月には伊勢市で世界新体操選手権三重大会が開催されます。このように平成25年のご遷宮に向けて追い風が吹いている今こそ、魅力ある観光地づくりを進め、情報発信、誘客事業を積極的に推進し、観光振興を図っていかねばなりません。

そのために、まず、伊勢志摩地域が一体となった観光戦略の推進に取り組みます。

全国から伊勢志摩地域へ来ていただくためには、地域として具体的な戦略が必要です。それは、それぞれの市町の戦略が単に集まったものではなく、それぞれの市町が持つ特性と強みを集結した伊勢志摩地域としての戦略でなければなりません。そのため、広域連携を強力に進め、伊勢志摩地域が一体となった観光戦略を進めてまいります。

その上で、伊勢市として積極的に現在策定中の伊勢市観光基本計画に基づき、市民、観光事業者、関係団体、行政が一体となって観光基盤の整備や観光情報の発信を行ってまいります。

次に、伊勢フットボールヴィレッジ構想についてですが、残念ながら、当初の予定どおり事業を進めることができなくなっています。しかし、スポーツ誘客による観光振興は、今後の伊勢市の活性化を図るために必要な施策であると考えており、事業用地の取得のための土地の交換につきまして、本議会に議案を提出させていただき、ご審議をお願いすることといたしておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

事業の推進につきましては、今後も構想の熟度を高めながらその実現に取り組んでまいりたいと考えています。

六つ目の柱は、「宮川流域の中核都市としてのまち」です。

宮川は、平成18年に再び清流日本一となりました。これは、流域の各市町の住民の皆さんや企業、そして、県や市町の行政の協力によって成しえたものであると思います。

平成20年度も、私たちの清流宮川が日本一の清流であり続けることができるように、また、平成16年のような災害の発生を防ぐために、流域の中核都市としてリーダーシップを発揮し、流域連携など様々な取組を積極的に展開していきたいと考えています。

以上、所信の一端と、平成20年度に取り組む主な施策につきましてその基本的な考え方を、御説明申し上げました。大人も子どもも「伊勢市はこんなに素晴らしいまちだ」と感じることができる「誇りをもてるまちづくり」を実現するために、市民の皆様一人ひとりが持つ素晴らしい力、市民力を結集していただきますようお願いいたしますとともに、議員の皆様のご理解とご協力、ご指導を心からお願い申し上げます。

続きまして、予算編成方針につきまして、御説明を申し上げます。

まずはじめに、平成20年度国予算編成及び地方財政についての概要を申し上げます。

国におきましては、昨年12月に閣議決定、閣議了解された「平成20年度予算編成の基本方針」並びに「平成20年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」に基づき編成された予算案が去る1月18日、国会に提出されたところです。

平成20年度予算は、歳出改革を軌道に乗せる上で極めて重要な予算であり、歳出全般にわたってこれまで行ってきた歳出改革の努力を決して緩めることなく、国・地方を通じ、引き続き「経済財政運営と構造改革に関する基

本方針 2006」及び「経済財政改革の基本方針 2007」に則り、最大限の削減を行うとともに、若者が明日に希望を持ち、お年寄りが安心できる「希望と安心」の国の実現のため、予算の重点化・効率化を行うとされています。

このような基本的な考え方のもとに編成された、平成 20 年度の国の一般会計予算案は、83 兆 613 億円、対前年比で 0.2% の増となっています。

平成 20 年度の日本経済につきましては、世界経済の回復が続く下、平成 19 年度に引き続き企業部門の底堅さが持続するとともに、家計部門が緩やかに改善し、「自立と共生」を基本とした改革への取組の加速・深化と政府・日本銀行の一体なった取組等により、物価の安定の下での民間需要中心の経済成長になると見込まれています。

そうした中で、平成 20 年度の地方財政は、地方財政計画の規模の抑制に努めてもなお平成 19 年度に引き続き大幅な財源不足の状況にあります。

社会保障関係経費の自然増が見込まれることに加えて、地方財政の借入金残高は平成 20 年度末には 197 兆円と見込まれ、今後、その償還負担が高水準で続くところであり、将来の財政運営が圧迫されることが強く懸念されています。

現下の極めて厳しい地方財政の状況、国・地方を通ずる歳出・歳入一体改革の必要性を踏まえると、引き続き、地方公共団体においては、地方分権の時代にふさわしい簡素で効率的な行政システムを確立するため、徹底した行政改革を推進するとともに、歳出の徹底した見直しによる抑制と重点化を進め、また、歳入面でも自主財源について積極的な確保策を講じるなど、効率的で持続可能な財政への転換を図ることが急務であるとされています。

次に、本市の平成 20 年度の予算編成についてであります。先ほど申し上げましたとおり、国・地方の財政状況の厳しさととりわけ本市の財政状況は、

もともと財政基盤が脆弱であった上に、三位一体の改革以降、地方交付税の減少など、より一層厳しさを増し、平成20年度の一般財源総額の見積りに当たっては、減少を見込まざるを得ない状況にあり、非常に苦慮したところであります。

これらの歳入見通しに対し歳出面では、すべての事務事業について徹底した経費の節減と見直しを行い、行政のスリム化に努めることが求められる一方で、合併協議結果から生じた格差是正に伴う財政負担が必要であり、また、少子高齢化の急速な進行といった社会情勢の変化に対応した施策が喫緊の課題とされるなど多額の財政需要が見込まれます。

このような状況の中、予算編成に当たりましては、先に策定・公表しました「伊勢市財政収支見通し」及び「伊勢市行財政改革大綱実施計画」における財政健全化に向けた取組を念頭に置き、平成22年度のプライマリーバランスの黒字化という目標に向けて、事務事業を原点に立ち返って検証し、事業・経費の「選択と集中」を行うための必要な見直しを実施し、歳出削減に努めました。

これらの状況を念頭に置きながらも、合併後3年目となる平成20年度は、市域の一体感の醸成や地域間格差是正のための取組が、より一層求められていること、また、市民生活に身近なところでの生活環境基盤整備等の充実も不可欠となることから、歳入を多く見込むことはできない中でも、市民目線でのサービスのあり方を総合的に検討し、生活実感としての満足度の向上を目指し予算編成を行ったところであります。

以上、所信の一端と経済動向及び予算編成に当たっての基本的な考え方を申し上げましたが、続きまして、これら諸施策を遂行するための新年度予算をはじめといたします各議案につきまして、順を追って御説明を申し上げます。

す。

まず、議案第3号平成20年度伊勢市一般会計予算につきまして、御説明申し上げます。

平成20年度伊勢市一般会計予算は、総額412億9,275万4千円となり、前年度予算と比較いたしますと、金額で27億7,309万3千円、率にいたしまして6.3%の減となっております。

新年度予算を性質別に分類いたしますと、投資的経費といたしまして49億5,919万1千円、消費的経費におきまして252億5,300万7千円、その他の経費といたしまして110億8,055万6千円という構成となっております。

投資的経費につきましては、前年度予算額と比較いたしまして、6億3,164万円、11.3%の減となっております。

また、消費的経費におきましては、前年度予算額と比較いたしまして、1億9,440万6千円、0.8%の増となっております。

その他の経費につきましては、前年度予算額と比較いたしまして、23億3,585万9千円、17.4%の減となっております。

以下、歳出の主なものにつきまして、順を追って御説明を申し上げます。

まず、総務費でございますが、一般管理費におきまして、地域内分権の推進に要する経費を計上しております。

企画費におきまして、「みんなのまちの計画（総合計画）」の実施に向けた取組に要する経費を計上しております。

コミュニティセンター費におきまして、四郷地区、今一色地区におけるコミュニティセンターの建設に要する経費を計上しております。

交通対策費におきまして、コミュニティバス運行に要する経費を計上して

おります。

辺地対策事業費におきまして、矢持地区の携帯電話基地局整備に要する経費を計上しております。

次に、民生費につきましては、障がい者福祉対策としまして、各種自立支援事業に要する経費等を計上しております。

医療費支給事業では、心身障がい者、乳幼児、一人親家庭等の医療費の助成に要する経費等を計上しております。

高齢者福祉対策としまして、万亀会館の施設整備を支援する経費等を計上しております。

児童福祉対策としまして、子育てと就労の両立支援を図るため、民間保育所・放課後児童クラブに対する支援経費、地域子育て支援センター事業に要する経費等を計上しております。

次に、衛生費におきましては、環境に関する各種計画策定に要する経費、予防接種や生活習慣病対策に要する経費、ごみ収集に当たっての集積化・ステーション化に要する経費等を計上しております。

次に、労働費におきましては、若年求職者等に対する各種の情報提供や相談業務等を行い、早期就職を支援するために要する経費等を計上しております。

次に、農林水産業費におきましては、各種事業の振興を図るための経費及び生産基盤の整備等に要する経費を計上しております。

農業関係としましては、農地保全に係る経費等を計上しております。

林業関係としましては、環境保全林の保全管理に要する経費等を計上しております。

水産業関係としましては、漁港整備、水産資源の保護育成に要する経費を

計上するほか、高潮・津波対策に要する経費を計上しております。

次に、商工費におきましては、TMO構想推進に係る経費、産業支援センターにおけるものづくり支援、起業支援に要する経費等を計上しております。

次に、観光費におきましては、伊勢の優れた観光資源を広く紹介するため、積極的な情報発信、誘客活動の展開に要する経費や各種行事開催に要する経費等を計上しております。

次に、土木費でございますが、まず、道路橋梁関係としましては、市民の皆様から多くのご要望をいただいております生活関連道路の改良のほか、新設整備に要する経費等を計上しております。

河川関係としましては、浸水・排水対策のため、計画的な河川改修、排水施設整備に要する経費等を計上しております。

都市計画関係としましては、市街地活性化事業としまして、伊勢市駅周辺整備事業、小俣町本町地区周辺整備事業などの経費等を計上しております。

公園関係では、うねやま公園の整備に、都市下水路では、倉田山都市下水路の整備に要します経費を計上しております。

住宅関係としましては、公営住宅の改修、整備に要する経費等を計上しております。

次に、消防費におきましては、各種資機材の整備経費や救急車及び消防自動車の購入経費、御園分署庁舎の新設工事等に要する経費を計上しております。

また、災害対策としましては、自主防災隊の育成・強化、また、備蓄物資の整備、一般木造住宅耐震診断・耐震補強に係る補助等に要する経費を計上しております。

次に、教育費でございますが、学習支援員や学校教育支援ボランティアを

活用し、きめ細かな指導の充実に要する経費やいじめ等の問題への対応を図るためスクールアドバイザー設置に要する経費などを計上しております。

小中学校費関係としましては、それぞれの教育振興事業のほか、小・中学校緊急地震速報システム整備事業、四郷小学校、城田中学校の特別教室棟改築事業、厚生中学校、五十鈴中学校の改築設計などに要する経費を計上しております。

また、社会教育関係としましては、文化財保存整備のほか、名勝「二見浦」の保存管理に要する経費、全市博物館構想推進に要する経費等を計上しております。

学校給食関係としましては、本年度に中学校給食施設整備を完了し、中学校給食のサービスを提供するための経費等を計上しております。

以上、歳出の主なものにつきまして、順を追って御説明申し上げましたが、これらに要する財源といたしましては、市税におきまして166億円、地方消費税交付金におきまして11億9,000万円、地方交付税におきまして74億5,000万円、国・県支出金におきまして58億1,862万3千円、市債におきまして44億850万円等をそれぞれ充当することといたしております。

なお、歳入歳出予算のほか、継続費、債務負担行為、地方債、一時借入金、歳出予算の流用につきましても、それぞれ計上いたしておりますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

以上、一般会計の予算の概要を申し上げましたが、続きまして、特別会計及び企業会計につきまして、御説明申し上げます。

議案第4号平成20年度伊勢市国民健康保険特別会計予算につきましては、総額136億6,422万7千円となり、前年度当初予算と比較します

と5.3%の伸びとなっております。これは、主に保険給付費及び保健事業費の増によるものでございます。

その他、一時借入金につきましても、計上しております

議案第5号平成20年度伊勢市老人保健医療特別会計予算につきましては、次の議案第6号にも関連いたしますが、国の医療制度改革に伴いまして、総額11億5,826万3千円となり、前年度当初予算と比較しますと89.3%の減となり、老人医療費とこれに関連します事務費等を計上しております。

その他、一時借入金につきましても、計上しております

議案第6号平成20年度伊勢市後期高齢者医療特別会計予算につきましては、本年4月開始の「後期高齢者医療制度」の創設に伴い新たに設置する特別会計でございますが、総額20億6,078万5千円を計上しておりますが、後期高齢者医療広域連合納付金とこれに関連します事務費等がその主なものとなっております。

その他、一時借入金につきましても、計上しております。

議案第7号平成20年度伊勢市介護保険特別会計予算につきましては、保険事業勘定と介護サービス事業勘定を合わせて、総額88億399万9千円となり、介護サービスに必要な諸経費を計上しております。

その他、債務負担行為、一時借入金につきましても、計上しております。

議案第8号平成20年度伊勢市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算につきましては、総額2,982万4千円となり、貸付金元利金の回収、公債費、事務費を計上しております。

議案第9号平成20年度伊勢市まちなみ保全事業特別会計予算につきましては、総額7,428万1千円となり、伊勢市まちなみ保全条例に基づく

貸付金のほか、所要の事務費を計上しております。

議案第10号平成20年度伊勢市農業集落排水事業特別会計予算につきましては、総額1億2,462万6千円となり、主に施設の維持管理及び市債の繰上償還に要する経費を計上しております。

その他、債務負担行為につきましても、計上しております。

議案第11号平成20年度伊勢市土地取得特別会計予算につきましては、総額2億371万9千円となり、土地開発基金からの繰入金を財源とし、公共事業促進のため、用地の先行取得に要する経費を計上しております。

議案第12号平成20年度伊勢市病院事業会計予算につきましては、業務の予定量といたしまして、入院患者1日平均268人、外来患者750人、健診・ドック40人と見込み、収益的収入及び支出に要する経費を計上しております。

資本的収支におきましては、器械備品等資産購入に要する経費を計上しております。

その他、一時借入金、歳出予算の流用につきましても、それぞれ計上いたしております。

病院事業につきましては、国の医療費抑制方針もあり、収支状況は非常に厳しいものと予想されますが、患者サービスの向上に努めるとともに、さらなる合理化、健全経営に努めてまいりたいと考えております。

議案第13号平成20年度伊勢市水道事業会計予算につきましては、業務の予定量といたしまして、給水戸数5万3,842戸、年間総給水量1,807万5千立方メートルを見込み、収益的収入及び支出に所要の経費を計上しております。

資本的収支におきましては、配水管敷設事業、老朽管更新事業、公共下水

道事業に伴う配水管の布設替え等の建設改良費を主なものとして計上しております。

その他、債務負担行為、企業債、一時借入金、歳出予算の流用につきましても、それぞれ計上しております。

議案第14号平成20年度伊勢市下水道事業会計予算につきましては、業務の予定量といたしまして、排水戸数1万518戸、年間総排水量325万8千立方メートルを見込み、収益的収入及び支出に所要の経費を計上しております。

資本的収支におきましては、流域関連公共下水道事業、小俣公共下水道事業、宇治・中村特環公共下水道事業、二見特環公共下水道事業、雨水管渠敷設事業等の建設改良費を主なものとして計上しております。

その他、債務負担行為、企業債、一時借入金、歳出予算の流用につきましても、それぞれ計上しております。

水道事業、下水道事業につきましても、より一層経営の合理化を推進し、企業としての独立採算制を堅持し、健全経営に努めたいと考えております。

議案第15号平成20年度伊勢市認知症対応型共同生活介護事業会計予算につきましては、業務の予定量といたしまして、入居居室数9室を見込み、収益的収入及び支出に所要の経費を計上しております。

資本的収支におきましては、企業債償還金を計上しております。

その他、一時借入金につきましても、計上しております。

以上、新年度の各予算につきまして、その概要を申し上げましたが、続きまして、補正予算につきまして、御説明を申し上げます。

今回の補正は、各会計とも本年度の最終的な補正として整理を行ったものでございますが、前回の補正以後発生しました必要経費につきましては、追

加をお願いしております。

以下、今回補正をお願いしております各会計につきまして、主なものを御説明申し上げます。

まず、**議案第16号平成19年度伊勢市一般会計補正予算（第7号）**につきましては、8億6,502万5千円の減額となっております。

歳出において追加した主なものは、退職手当、基金積立事業、特別会計繰出金、各種扶助事業、中学校耐震補強事業、繰上償還に伴います市債償還元金等ございまして、減額します主なものは、身体障害者医療給付事業、民間保育所児童保育事業、大湊川線整備事業、伊勢市駅周辺整備事業、フットボールヴィレッジ整備事業、市債利子などでございます。

歳入において追加した主なものは、障害者自立支援給付費にかかる国・県負担金、まちづくり交付金、安全・安心な学校づくり交付金、県市町村合併支援交付金等ございまして、減額します主なものは、株式等譲渡所得割交付金、自動車取得税交付金、地方特例交付金、普通交付税、特別交付税、障害者介護給付費に係る国・県負担金、市町村合併特例事業債などでございます。

以上が概要でございますが、以下、順を追って主なものを御説明申し上げます。

まず、総務費におきましては、勸奨退職者の退職金や、ふるさと創生基金の積立てに要する経費等を追加計上しております。

民生費におきましては、社会福祉、老人福祉、児童福祉、生活保護費等の経費につきまして、それぞれ実績見込みにより減額、又は追加を行っております。

土木費におきましては、道路・河川・都市計画事業等におきまして、事業

の実績見込み、国補助事業費の減額等によりまして、それぞれ減額又は追加を行っております。

教育費におきましては、実績見込みによる減額又は追加を行っております。中学校耐震補強事業につきまして、安全・安心な学校づくり交付金の増額によりまして追加を行っております。

なお、歳出予算に関連しまして、継続費、繰越明許費、地方債につきましても、それぞれ補正をしております。

議案第17号平成19年度伊勢市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきましては、2億7,152万8千円を追加しておりますが、歳入歳出とも計数の精査を行い、主に保険給付費の実績見込みにより補正を行ったものでございます。

その他、地方債につきましても補正を行っております。

議案第18号平成19年度伊勢市老人保健医療特別会計補正予算（第3号）につきましては、3億1,829万3千円の減額となっておりますが、医療費の実績見込みにより補正を行ったものでございます。

議案第19号平成19年度伊勢市介護保険特別会計補正予算（第3号）につきましては、保険事業勘定におきまして、2億4,964万1千円の追加、また、介護サービス事業勘定におきましては、1,379万円の減額となっておりますが、それぞれ、保険給付費、また、事業費の実績見込みにより補正を行ったものでございます。

議案第20号平成19年度伊勢市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、36万7千円の減額となっております。

議案第21号平成19年度伊勢市福祉資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、25万7千円の減額となっております。

議案第22号平成19年度伊勢市まちなみ保全事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、事業費の実績見込みにより5,893万8千円の減額となっております。

議案第23号平成19年度伊勢市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、市債の繰上償還に伴いまして809万6千円の追加となっております。

議案第24号平成19年度伊勢市土地取得特別会計補正予算（第1号）につきましては、事業費の実績見込みにより1,110万円の減額となっております。

議案第25号平成19年度伊勢市病院事業会計補正予算（第2号）につきましては、収益的収支及び資本的収支におきまして、薬品費、診療材料費、退職金等、それぞれの実績等に基づき必要額及び不要額の補正を行っております。

その他、企業債につきましても補正を行っております。

議案第26号平成19年度伊勢市水道事業会計補正予算（第3号）につきましては、収益的収支及び資本的収支におきまして、それぞれ実績等に基づき必要額及び不要額の補正を行っております。

その他、事業費に関連しまして、企業債につきましても補正を行っております。

議案第27号平成19年度伊勢市下水道事業会計補正予算（第3号）につきましては、収益的収支及び資本的収支におきまして、それぞれ実績等に基づき必要額及び不要額の補正を行っております。

その他、事業費に関連しまして、企業債につきましても補正を行っております。

議案第 28 号平成 19 年度伊勢市認知症対応型共同生活介護事業会計補正予算（第 1 号）につきましては、収益的収入におきまして、実績等に基づき所要の補正を行っております。

以上、新年度予算及び平成 19 年度の補正予算につきまして、それぞれ概要を申し述べましたが、続きまして条例関係等につきまして御説明申し上げます。

議案第 29 号伊勢市公益法人等への職員の派遣等に関する条例の制定については、公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律の規定に基づき、公益法人等への本市職員の派遣等に関し必要な事項を定めるため、条例を制定しようとするものであります。

議案第 30 号伊勢市特別会計条例の一部改正については、後期高齢者医療特別会計を設置し、福祉資金貸付事業特別会計を廃止するため、条例を改正しようとするものであります。

議案第 31 号伊勢市国民健康保険財政調整基金条例等の一部改正については、老人保健法の名称が高齢者の医療の確保に関する法律に改められること等に伴い、条例中に引用する用語の整理を行うため、条例を改正しようとするものであります。

議案第 32 号伊勢市国民健康保険条例の一部改正については、国民健康保険法等の一部改正に伴い、一部負担金及び後期高齢者医療制度に伴う保険料等の賦課額に係る規定の整備、並びにその他所要の規定の整備を行うため、条例を改正しようとするものであります。

議案第 33 号伊勢市介護保険条例の一部を改正する条例の一部改正については、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令の一部改正に伴い、税制改正による介護保険料の激変

緩和措置を平成20年度まで延長するため、条例を改正しようとするものがあります。

議案第34号伊勢市指定団地企業立地促進条例の一部改正については、借地借家法の一部改正に伴い、引用している条項等を改めるため、条例を改正しようとするものであります。

議案第35号伊勢市宇治山田港旅客ターミナル条例の一部改正については、伊勢市宇治山田港旅客ターミナルの管理に関し、指定管理者制度から市の直営とするため、条例を改正しようとするものであります。

議案第36号伊勢市営住宅管理条例等の一部改正については、市営住宅等の入居者の資格について、暴力団員でないことを加える等の規定の整備をするため、条例を改正しようとするものであります。

議案第37号伊勢市基本構想については、地方自治法第2条第4項の規定により、伊勢市基本構想を定めるため、議会の議決を経ようとするものであります。

議案第38号財産の交換については、フットボールヴィレッジ構想推進事業の用に供するため、三重県と土地の交換を行うにつき、地方自治法第96条第1項第6号の規定に準じ、議会の議決を求めるものであります。

議案第39号伊勢市中学校給食共同調理場厨房備品（器具消毒保管機ほか）の取得については、伊勢市中学校給食共同調理場厨房備品（器具消毒保管機ほか）を取得するにつき、伊勢市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第40号損害賠償の額を定めることについては、交通事故による損害賠償の額を定めるにつき、地方自治法第96条第1項第13号の規定により、

議会の議決を求めるものであります。

報告第1号伊勢市土地開発公社の平成20年度の事業計画については、地方自治法243条の3第2項の規定により、伊勢市土地開発公社の平成20年度の事業の計画に関する書類を作成しましたので、これを議会に提出するものであります。

報告第2号伊勢市土地開発公社の平成19年度の事業計画の変更については、伊勢市土地開発公社の平成19年度の事業計画を変更しましたので、地方自治法第243条の3第2項の規定に準じ、平成19年度の事業計画の変更に関する書類を作成し、議会に提出するものであります。

以上、各議案等につきまして、その概要を申し述べましたが、なお詳細につきましては、参与から御説明申し上げることといたしておりますので、御了承の上、何とぞよろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

平成20年2月27日

伊勢市長 森 下 隆 生